

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日：令和05年11月01日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	廃止年月日
第00205号	積和建设東関東株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀一丁目4番4号	間舘 孝雄	令和05年04月05日
第00240号	株式会社大五商会	東京都千代田区神田佐久間町三丁目33番地古田土ビル3 f	高橋 大吾	令和05年09月01日
第00262号	有限会社岩井住宅設備	千葉県匝瑳市上谷中687番地	岩井 聡光	令和05年09月07日
第00287号	有限会社アクティブ	神奈川県横浜市都筑区荏田東一丁目19番2号	石黒 正樹	令和05年08月31日